

交通事業者用 BCP 作成ガイド

記入例（国内船社）

観光危機管理・事業継続力強化研究会

目次

★は必須項目

1. 事業継続計画（BCP）の基本方針	1
1.1. BCP 作成・運用の目的★	1
1.2. 緊急時に事業継続を図るうえでの要点★	1
1.3. 災害・危機発生時の営業方針★	2
2. 災害・危機の想定	3
2.1. 発生が想定される災害・危機★	3
2.2. 優先的に対応すべき災害・危機★	3
2.3. BCP の対象として想定する災害・危機★	4
3. BCP の作成・運用体制	6
3.1. BCP 作成・平常時における運用推進の体制★	6
3.2. 緊急時における BCP の発動体制★	6
4. 平常時の減災への取組	7
4.1. 事業施設・設備・船舶等の災害耐性強化・強靱化	7
4.2. その他の減災項目	7
5. 危機の発生が間近に予想される時の対応【風、雨、津、雪、水、土、山】	8
5.1. 危機対応体制の設置	8
5.2. 災害・危機に関連する情報の収集	9
5.3. 情報システム・電子データ、通信機器のバックアップ	9
5.4. 危機対応のための要員配置	9
5.5. 災害・危機に備えた運航計画・運航調整	10
5.6. 事業施設内の災害時リスク要因の排除	10
5.7. 非常持ち出し品の準備	10
5.8. 備蓄品の準備	11
5.9. お客様の安全確保のための対応	11
6. 危機発生直後の対応【震、津、風、雨、雪、水、土、山、火、テ、健】	12
6.1. 危機対応体制の設置	12
6.2. お客様の安全確保・不安軽減のための対応	12
6.3. 事業施設・設備の被害状況・影響等の確認	12
6.4. 船内滞留・帰宅困難となったお客様への対応★	13
6.5. 従業員の安否・所在確認	14
7. 危機後の対応【震、津、風、雨、雪、水、土、山、火、テ、健】	15
7.1. 営業継続の判断	15
7.2. 危機後の事業運営状況に関する情報発信	15
7.3. 財務的対応	16
7.4. 従業員の労務・雇用対応★	17

8.	確実な事業継続への備え	19
8.1.	事業中断の場合の損失額★	19
8.2.	損害保険の加入状況	19
8.3.	業務を実施するために必要な資源と代替案	20
8.4.	業務継続に必要な緊急連絡先（社外）	21
9.	危機後の復旧・回復・事業再開への取組	22
9.1.	復旧・回復の計画	22
9.2.	施設・設備の復旧	22
9.3.	営業運航再開に向けた情報発信	23
9.4.	営業回復に向けたプロモーション	24
9.5.	従業員とのコミュニケーション	24

1. 事業継続計画(BCP)の基本方針

当社においてBCP(事業継続計画)を作成・運用する目的とともに、当社の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図るうえで必要な事項は以下の通りです。

1.1. BCP 作成・運用の目的★

① お客様にとって

災害・危機等の発生時に旅客の安全を確保する。
緊急事態に遭遇し、帰宅や移動が困難になった旅客の安全な帰宅・移動を支援する。
「安全・安心な旅客船事業者」としてのブランド価値を高める。

② 取引先・事業パートナーにとって

非常時にも、取引先や事業パートナーの事業継続についても配慮して対応する。
非常時に相互に連携・協力して、自社と取引先の事業継続に向けて取組む。
取引先・事業パートナーから、「いざというときに信頼できる会社」と認知される。

③ 従業員にとって

非常時の対応においては、まず従業員とその家族の安全・安心に配慮する。
災害・危機が起こっても、雇用の心配なく働ける会社である。
会社に対する安心感・信頼感の上に立ち、非常時にもお客様と会社の事業継続のために、進んで役割を果たすことができるようにする。

④ 地域にとって

災害・危機の際にも海上交通アクセスを確実に提供し、非常時の人流・物流を支える。
必要に応じて緊急輸送業務に貢献し、地域における非常時の代替交通を提供する。
働く人々の雇用と生活を維持し、取引する地域の事業者や生産者の生業を守る会社である。

1.2. 緊急時に事業継続を図るうえでの要点★

- ① 旅客と船員・従業員の安全を最優先とする。
- ② 取引先・事業パートナー、地域行政、住民と協力する。
- ③ 事業継続に必要な資金を確保する。
- ④ 船員・従業員の雇用を維持する。
- ⑤ 情報を収集・整理し、発信する。
- ⑥ 公的支援制度を活用する。

1.3. 災害・危機発生時の営業方針★

大規模災害や危機が発生した場合の当社の営業方針は以下の通りです。

- (1) 船員・従業員と旅客の安全を最優先とする。
- (2) 不通となっている公共交通機関の代替輸送を確実に提供し、非常時の地域の交通アクセスの維持に貢献する。
- (3) 地域の自治体や経済団体等と緊密に連携し、必要に応じて災害対応・災害復旧に関わる輸送に協力し、災害の早期復興に貢献する。
- (4) 船員・従業員は当社の最大の経営資産であると認識し、非常時ゆえにこそあらゆる方策をもって雇用を維持する。

2. 災害・危機の想定

当社事業に大きな影響を及ぼす可能性のある災害・危機と、それらが発生した場合に想定される利用客、従業員と当社事業への影響は以下の通りです。

2.1. 発生が想定される災害・危機★

	災害の種類	当地での災害規模・被害想定
自然災害	大地震・津波	震度6強（南海トラフ巨大地震） 建物・家屋の損壊、地盤の液状化 津波による港湾インフラの大規模損壊、浸水 津波による船舶事故（転覆、浸水、座礁） がれきの港湾内堆積による航行障害
	暴風・高潮	港湾設備の損壊、浸水、 船舶事故（転覆、浸水、座礁）
人的災害・危機	広範囲かつ長時間の停電	通電停止、陸上施設の照明、空調等の停止 業務システム使用不可、通信等への影響
	原子力災害	〇〇原子力発電所の事故・放射能漏洩による周辺地域への立ち入り・通行規制
健康に関わる危機	感染症	旅行・移動自粛
その他の危機	他地域で発生した災害等による交通障害	旅客が港に来ることができない 上陸後の旅客の帰宅、移動困難

2.2. 優先的に対応すべき災害・危機★

高 発生確率・頻度		広範囲・長時間停電	台風 高潮 感染症
			中規模地震
			火山噴火 大地震・津波
低			
	小	発生した場合の影響度合	大

2.3. BCP の対象として想定する災害・危機★

本 BCP を作成する際の前提として発生を想定する災害・危機は次の通りです。

※大地震とそれに伴う津波の例

【災害・危機の種類】

大地震・津波

【災害・危機の規模、強度等】

- ・ 南海トラフ巨大地震、当地の想定震度 6 強
- ・ 地震発生 20 分後に高さ 5m の津波の第一波が海岸に到達

【災害・危機による地域全体への影響・被害】

- ・ 地震の揺れによる建物、道路等への被害発生
- ・ 市内の一部で液状化
- ・ 広範囲な停電・断水
- ・ 通信障害・発信規制
- ・ 海岸付近および〇〇川近くの地区で津波による浸水
- ・ 地震・津波に伴う火災の発生
- ・ 津波で流された車両・船舶・がれき等による道路通行障害

2.3.1. 対象とする危機発生時のお客様への影響

※大地震とそれに伴う津波の例

災害・危機により発生する事象	利用客への影響
地震による旅客ターミナルの損壊・落下物	旅客の死傷
津波による旅客ターミナルや栈橋の浸水	旅客の死傷、海に流される
	ターミナル内から出られない 乗船待ち車両の損壊、浸水、流出
港への交通機関・道路の不通	港に行くことができない、上陸後の移動ができない
津波による本船の激しい揺れ・座礁・乗揚げ、転覆	船内の旅客の死傷
	積載車両の損傷・流出
地震・津波による港湾設備の損壊	接岸できない船内での旅客の滞留
	滞留中の船内で体調不良、不安
	欠航で乗船できない
電話・インターネット回線の障害・制限	情報が得られない
	家族や関係者に連絡できない

2.3.2. 対象とする危機発生時の当社事業・従業員への影響

※大地震とそれに伴う津波の例

災害・危機により発生する事象	当社事業・従業員への影響
地震・津波による旅客ターミナルや 棧橋の損壊・浸水	ターミナルでの業務停止 船舶が接岸できない
地震・津波による港湾設備の損壊	船舶の航行障害、長期の欠航
港湾内に瓦礫が堆積	船舶が入出港できない
港への交通機関・道路の不通	旅客の減少、予約のキャンセル
津波による本船の激しい揺れ・座 礁・乗揚げ、転覆	船員・従業員の死傷 修理、廃船に伴う長期の欠航
停電	事務所機能停止
	旅客ターミナルでの業務停止
	業務システム停止、データにアクセスできない
通信回線の障害・制限	関係機関と連絡できない
長期の欠航による売上減少	資金繰りの悪化

3. BCP の作成・運用体制

当社において、BCP（事業継続計画）を作成する、平常時に BCP の運用を推進する、緊急時に BCP を発動し継続対策を推進する体制は以下の通りとします。

3.1. BCP 作成・平常時における運用推進の体制★

役割	担当者（役職名・氏名）	
① 統括責任者	社長	
② サブリーダー	安全管理室長	
③ 関係部門代表者	部門	担当者
	運航	船舶部長
	旅客営業	営業部長
	物流営業	物流営業部長
	経営管理・財務	経営管理部長
	労務	経営管理部長

3.2. 緊急時における BCP の発動体制★

役割	部署・担当者	代行者
① 統括責任者	社長	常務
② お客様対応責任者	安全管理室長	安全管理室次長
③ 輸送計画・管理責任者	船舶部長	船舶課長
④ 設備・施設管理責任者	営業部長	旅客営業課長
⑤ 情報・広報責任者	物流営業部長	物流営業課長
⑥ 財務管理責任者	経営管理部長	経理課長
⑦ 労務管理責任者	経営管理部長	人事労務課長
⑧ 復旧・復興責任者	常務	経営管理部長

3.2.1. 営業時間外に災害・危機が発生した場合の BCP 発動体制★

営業時間外に突然災害・危機が発生した場合、上表の危機対応体制が整うまで、以下の体制で初動対応を行います。

役割	所属・役職	氏名	携帯電話
統括責任者	社長	〇〇 〇〇	090-0000-0000
安全管理責任者	安全管理室長	〇〇 〇〇	
運航責任者	船舶部長	〇〇 〇〇	

4. 平常時の減災への取組

「2. 3BCP の対象として想定する災害・危機★」が発生した際の、当社の利用客と従業員および当社事業への影響を低減するため、平常時に以下のような減災対応をします。

4.1. 事業施設・設備・船舶等の災害耐性強化・強靱化

4.1.1. 施設・設備の地震・強風・雪害・水害・土砂災害等への耐性の確認と補強

対象の施設・設備等	災害耐性強化・強靱化対策	実施
〇〇港旅客ターミナル	耐震補強	○

4.2. その他の減災項目

減災の項目	具体的な減災対応
災害・危機発生が予想される場合の危険防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風・高波が予想される時間帯の運航を停止（計画欠航） ・ 本船に対する運航停止、乗下船中止、沖出し等の指示 ・ 船舶無線等を通じた本船への災害警戒情報等の迅速な提供
避難通路、避難施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波発生時の旅客ターミナル周辺の避難場所とそこへのルートの事前確認 ・ 避難場所・避難ルートに関する従業員への周知徹底
非常時用の誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に避難誘導するスタッフがいない状況でも、旅客が自ら避難できるよう旅客ターミナル内に避難誘導標識を設置 ・ 外国人利用者でもわかるよう多言語表示やピクトグラムを利用
従業員への危機管理教育・防災意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・危機管理が事業戦略に位置付けられている ・ 会議や社内報等で事業のトップが危機管理に対するコミットメントを繰り返し伝える ・ 日常のミーティングにおける危機管理に関する標語等の唱和

5. 危機の発生が間近に予想される時の対応【風、雨、津、雪、水、土、山】

台風や大雨、大雪などの気象災害のように災害・危機の発生が間近に予想できる時、お客様の安全・安心と事業継続の備えのために災害発生前に予め行う対応について検討します。

5.1. 危機対応体制の設置

災害・危機の発生が間近に予想される時は、「3.2 緊急時における BCP の発動体制★」に基づき危機対応体制(対策本部等)を設置します。

【体制（対策本部）の設置場所】

本社安全管理室

【予定された設置場所に体制設置ができない場合の代替場所】

災害・危機の影響により、対策本部等を設置する予定の場所が使えない、または安全の確保が難しい場合は、以下の場所に対策本部等に移して危機対応を行います。

本社ビル 5 階会議室

5.1.1. 危機対応体制設置基準に基づく判断

災害・危機が予想される時、遅滞なく危機対応ができるよう、予め危機対応体制設置基準を定めておき、その基準に基づいて危機対応体制を設置・発動します。

発生が想定される災害・危機	体制を設置する基準
災害共通	<ul style="list-style-type: none">・強風、高波等で運航に危険な状況が生じることが予想される場合・災害・事故により乗客・乗務員に人身被害が発生した場合・その他、統括責任者が体制設置の必要を判断した場合
地震	<ul style="list-style-type: none">・本社所在地または主な就航先で震度 5 弱以上の揺れが観測された場合・地震により当社の施設・設備に被害が発生した場合・地震に伴い停電・通信障害が発生した場合
津波	<ul style="list-style-type: none">・主な就航先および航路で、津波警報・大津波警報が発表された場合

5.2. 災害・危機に関連する情報の収集

災害・危機が間近に予想される時に、利用客の安全・安心確保と事業継続のために必要な情報とその情報源を予め特定し、リスト化しておきます。

収集する情報	情報源（機関）	情報源担当者	電話・メール	URL
災害状況	〇〇市	地域防災課		
観光面の対応		観光振興課		
災害状況	〇〇県	防災危機管理課		
道路交通情報		港湾課		
		地域交通課		
	道路交通情報センター			
港湾情報	〇〇運輸局	海事振興部旅客課		
	〇〇港管理組合	業務経営課		
気象情報	〇〇地方気象台	（自動応答サービス）		
停電情報	〇〇電力	〇〇支社		
電話通信状況	NTT〇〇	故障受付		
航空運航情報	〇〇空港	営業課		
鉄道運行情報	JR〇〇	〇〇支社		
バス運行情報	〇〇バス	本社		

5.3. 情報システム・電子データ、通信機器のバックアップ

災害・危機によって停電が発生し、情報システムが使えなくなることを想定し、停電しても事業が継続できるよう必要なデータをバックアップしておきます。

5.3.1. 重要データの印刷・保管

停電するとアクセスできなくなる可能性のある必要な重要データを、事前に印刷したりメディアに保管したりしておきます。

危機対応・事業継続に必要な重要データ	保存方法
当日の予約者名簿	前日夜に印刷、営業部に常備
業務システムのデータ	毎日定時にクラウド・外付けハードディスクでバックアップ

5.4. 危機対応のための要員配置

災害・危機への対応に備えて、「3.2 緊急時における BCP の発動体制★」に基づき、危機対応に必要な要員を予め配置しておきます。夜間・早朝の対応が必要な場合や、危機発生後では出勤が困難になる従業員については、事業施設（本社、旅客ターミナル、営業所等）内や周辺の宿泊施設に宿泊待機するなどの対応も検討します。

5.5. 災害・危機に備えた運航計画・運航調整

発生が予想される災害・危機とそれによる影響に備えて、予め臨時の運航計画を作成します。運休、減便、臨時便の設定等、運航の安全確保および災害・危機後早く通常運航を回復できるように、船舶の運用や災害発生中の旅客需要想定などを踏まえて、計画・調整を行います。

5.5.1. 振替輸送・代替輸送の準備

予想される災害・危機に伴う運休、減便等により移動が困難になった利用客への対応として、他の輸送機関と事前に調整して可能な範囲で代替輸送等を準備します。

5.6. 事業施設内の災害時リスク要因の排除

災害発生時にリスク要因となり得るものを予め固定・撤去したり、移動したりすることにより、災害による被害や危険を除去・軽減します。

5.7. 非常持ち出し品の準備

全員が事業施設から退避しなければならない時に備え、非常持ち出し品のリストを作成し、災害・危機の発生が予想される時にはこれらの物品をすぐに持ち出せるよう準備します。リストを使って保管場所や確認時のチェックができるようにします。

非常持ち出し品	保管場所	確認日
現金	旅客ターミナル窓口	
預金通帳・公印	金庫	
予約台帳または予約の出力帳票	営業部	
損害保険証書	重要書類保管棚	
関係連絡先リスト	経営管理部、営業部	
ノートパソコン・タブレット	各部署	
業務継続に必要な ID・パスワード	重要書類保管棚	

5.8. 備蓄品の準備

お客様が本船内や旅客ターミナル内に避難・滞留等する際に提供し利用いただけるようにするため、日用品（消耗品、非常食、衛生用品、備品等）の備蓄品リストを作成し、提供できるように確認・準備します。

備蓄品	数量	保管場所	確認日
非常食	食	本社防災ロッカー、各船	
水（ペットボトル）	本	本社防災ロッカー、各船	
お茶（ペットボトル）	本	本社防災ロッカー、各船	
医薬品（応急手当用）		本社防災ロッカー、各船	
携帯端末用の電源アダプター、充電器	個	本社防災ロッカー、各船	
ティッシュペーパー	個	本社防災ロッカー、各船	
ポータブルトイレ	個	本社防災ロッカー、各船	
保温用アルミシート	個	本社防災ロッカー、各船	
アルコール手指消毒液	個	本社防災ロッカー、各船	
液体せっけん	個	本社防災ロッカー、各船	
物品用消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）	個	本社防災ロッカー、各船	
消毒用ティッシュ	個	本社防災ロッカー、各船	
マスク	個	本社防災ロッカー、各船	
ペーパータオル	個	本社防災ロッカー、各船	

5.9. お客様の安全確保のための対応

発生が予想される災害・危機に備えて、利用客の安全確保のための事前対応を行います。

5.9.1. 想定される災害・危機と、それによる運航およびお客様への影響に関する情報の提供

「5.2 災害・危機に関連する情報の収集」で収集した災害・危機に関連する情報をもとにお客様に情報提供します。

情報発信・提供先	発信・提供する情報	情報発信・提供方法
船内のお客様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の予報情報 ・ 本船の運航（継続・運休）予定 ・ 他の交通機関の運行情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船員からの案内
地元自治体・運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の被害状況 ・ 船舶および乗船客の安否 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 ・ メール ・ ファックス

5.9.2. 旅行中止・延期の勧奨

災害・危機により運休や欠航を予定する場合は、その情報をお客様に伝えて、旅行を中止または延期するよう勧めます。

6. 危機発生直後の対応【震、津、風、雨、雪、水、土、山、火、テ、健】

災害・危機が突発的に発生した場合、発生が予想されていた災害が実際に発生した場合に、お客様の安全・安心を確保し、事業継続のために行う対応について検討します。

6.1. 危機対応体制の設置

災害・危機が発生したら、ただちに危機対応体制（対策本部）を設置（3.2/3.2.1）し、計画やマニュアルに従ってお客様の安全確保・事業継続のための対応を開始します。

一刻も早く危機に対応しなければならない状況です。責任者（または代行者）は、まず社内放送や船舶無線を通じて従業員にそれぞれ担当する危機対応を行うよう指示したうえで、参集可能なスタッフが危機対応体制設置場所に集まります。

6.1.1. 危機対応体制設置基準に基づく判断

「5.1.1 危機対応体制設置基準に基づく判断」に基づいて危機対応体制を設置・発動します。災害規模や被害状況がすぐにはわからない場合は、いったん体制を設置して災害・危機の情報を収集し、体制を設置しなくても対応可能であると判断できる場合に体制を解除するようにします。

6.2. お客様の安全確保・不安軽減のための対応

危機対応計画、緊急対応マニュアルなど、既存の計画・マニュアルに従って、お客様の安全確保と不安軽減のための対応を素早く実行します。

6.3. 事業施設・設備の被害状況・影響等の確認

事業施設の被害状況や災害・危機による影響等を確認し、事業継続に必要な施設や公共サービスが利用可能かどうかを把握します。

事業継続に必要な施設	状況（○：影響なし、△：一部影響、×：利用困難）	確認
旅客ターミナル	○	
栈橋	△：津波浸水、点検中	
自動車用可動橋	△：点検中	
船舶	△：沖合係留中	
事業継続に必要な公共サービス	状況	確認
電力	△：地震直後停電、その後供給再開	
電話回線	△：発信規制（着信は可）	
インターネット接続	○	

6.3.1. 施設・設備・船舶の被害状況

災害・危機発生後なるべく早く、事業に必要な施設・設備・船舶等の損壊がないかどうか、施設内が安全かどうかを目視できる範囲で確認します。また、設備が正常に稼働しているかどうかも確かめます。

災害・危機発生時の確認対象施設・設備等のリストを予め準備し、それをもとに確認作業を行うと効率的で、漏れがありません。

6.3.2. 電力・水・燃料の供給状況

電力・水・燃料が正常に供給されているかを確認します。停電の場合は、電力会社に復旧予定を確かめます。停電が長時間にわたることが予想される場合は、災害対応とあわせて停電時の対応を実行し、事業継続への影響を最小限に抑えるようにします。

6.3.3. 非常用電源・自家発電設備の稼働状況

災害に伴い停電が発生した場合は、非常用電源や自家発電設備が稼働していることを確認します。

6.3.4. 漏水・浸水等の確認

水害、津波等の災害時には、旅客ターミナル等に漏水や浸水がないかどうか確認します。浸水が発生し、水かさが上がってきている場合は、ただちにお客様を安全な場所に避難誘導します。浸水している事務室等に貴重品や事業継続に不可欠な物品がある場合は、安全が確認できる範囲で、それらの物品を上層階等に搬出します。

6.4. 船内滞留・帰宅困難となったお客様への対応★

災害の影響で船内や旅客ターミナル内に滞留したり、帰宅困難となったりした旅客に以下の対応をします。

6.4.1. 代替輸送・移動支援

- ・ 運行している他の交通機関への振替輸送
- ・ バス、タクシーによる代行輸送

6.4.2. 滞在場所の提供

- ・ 船内で滞在しやすい場所を提供（感染症予防対策に留意）
- ※高齢者、乳幼児のいる家族、持病のある人には、可能であれば他のお客様と区別したスペースを提供します。

6.4.3. 食料・水の提供

- ・ 船内に備蓄してある飲料水・自販機在庫等の飲料を提供

6.4.4. 情報の提供

お客様が必要とする情報を収集・提供します。

情報発信・提供先	発信・提供する情報	情報発信・提供方法
船内のお客様	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況、地域の被害状況・ 本船の運航（継続・欠航）予定・ 他の交通機関の運行情報	<ul style="list-style-type: none">・ 船員からの案内
旅客ターミナル内のお客様	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況、地域の被害状況・ 本船の運航（継続・欠航）予定・ 他の交通機関の運行情報	<ul style="list-style-type: none">・ ターミナル内掲示・ 係員からの説明
地元自治体・運輸局	<ul style="list-style-type: none">・ 当社の被害状況・ 船舶および乗船客の安否	<ul style="list-style-type: none">・ 電話・ メール・ ファックス

- ・ 外国人旅客には、翻訳ソフトや多言語情報メディア等を活用して情報提供します。

6.4.5. その他の対応

--

6.5. 従業員の安否・所在確認

災害・危機発生時は、当日の勤務の有無にかかわらず、全従業員の安否と所在を確認します。突発的な災害発生時に、自動的に安否確認を求めるメールやメッセージを従業員に送り、その回答がリスト化されるアプリ等を利用すると、緊急時の従業員の安否・所在確認を確実かつ手早く行うことができます。

6.5.1. 危機対応要員の配置・勤務指示

「6.5 従業員の安否・所在確認」の結果をもとに、勤務が可能な従業員を中心に「3.2 緊急時における BCP の発動体制★」に基づき危機対応に必要な要員を配置します。この場合、勤務変更などが生じますので、必ず勤務（変更）指示の記録を残しておきます。

6.5.2. 帰宅困難な従業員の滞在場所確保

災害に伴う交通機関の運行停止や道路の閉鎖・不通等により、勤務中の従業員が帰宅できなくなる場合があります。そのような従業員が帰宅できるようになるまでの滞在場所を事業施設内に確保することも必要です。

7. 危機後の対応【震、津、風、雨、雪、水、土、山、火、テ、健】

災害・危機発生時の利用客の安全確保や事業継続のための初動対応を実施した後、事業継続（欠航と運航再開）に向けた対応を行います。

7.1. 営業継続の判断

航路、港湾および船舶の状況、地域内の他の交通機関の運行状況等を踏まえて、運航の継続について総合的に判断します。

【判断の選択肢の例】

1. 安全な航行に支障のある航路での運航を中止するが、それ以外は可能な限り運航を継続する
2. 通常の運航を原則中止し、自治体や企業等から要請のある緊急輸送を優先的に行う
3. 全面的に運航を休止する

7.2. 危機後の事業運営状況に関する情報発信

災害時は、自社の運航状況の情報を継続的に発信します。

7.2.1. ウェブサイト等での発信

自社のウェブサイトやSNS アカウントから情報発信します。

7.2.2. 予約客・旅行会社等への情報提供

予約のある利用客や取引のある旅行会社に対しては、より詳しい営業状況を個別にメール等で発信することで、必要以上の予約キャンセルを防止することにつながります。また、いったん予約を取り消した利用客が、営業再開時に再度予約を入れてくださるよう働きかけます。

情報発信・提供先	発信・提供する情報	情報発信・提供方法
予約のあるお客様	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況・ 運航・欠航に関する情報・ 運航再開見込み	<ul style="list-style-type: none">・ 電話・ メール・ ホームページ
旅行会社	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況・ 運航・欠航に関する情報・ 運航再開見込み・ 予約客への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 電話・ メール・ ファックス

7.2.3. メディア・広報対応

災害時は、マスコミ等から取材の依頼が来る場合があります。基本的に、災害時の広報対応は情報責任者や広報担当に一本化して、個別事業所や従業員個人の取材対応は受けないことを勧めます。取材に応じる場合は、窓口を情報責任者に限定し、プレスリリースを提供したうえで、質問や口頭での取材には、慎重に準備したメモに基づいて発言・回答するなど、不用意な広報対応による風評被害等を避けるようにします。

【マスコミ・メディアに提供する情報例】

- ・ 当社航路の被害状況・運航状況
- ・ 乗客の安否
- ・ 運航再開見込み
- ・ 代替輸送・振替輸送に関する情報

7.3. 財務的対応

災害後の休業や急激な売上減少による運転資金不足で経営危機に陥らないよう、財務面での対応することは事業継続の最重要事項です。

災害・危機により当面の間全便欠航、または売上の著しい減少が見込まれるときは、以下の方法で当面の運転資金を調達します。

調達先	調達方法	調達可能な金額
自己資金	手持ち現預金	5,000 万円
金融機関 ()		万円
取引先	支払猶予	40 万円
公的融資	商工中金危機対応融資	万円
	セーフティーネット貸付	万円
その他	法人税、消費税、固定資産税等の納税猶予	万円
	社会保険料の減免	万円

7.3.1. 当面の運転資金(現預金)の確認

災害・危機により事業に影響が生じた場合は、直ちに現預金残高と当面の支払い予定を確認して、いつまで全便欠航したり売上ゼロの状態が続いたら、どの時期に、運転資金をいくら調達する必要があるかを試算します。

7.3.2. 運転資金の確保(金融機関への報告・相談)

当面の運転資金の試算ができたなら、できるだけ早く取引金融機関に現状報告し、今後の資金融資について相談します。非常時とはいえ、金融機関も貸し倒れリスクの高い融資は渋りますので、報告・相談時には具体的な財務計画と危機後の事業回復の見通しなどを用意しておくことで、緊急融資等もスムーズに進みやすくなります。

金融機関の相談窓口では、公的な金融支援の制度等の案内もしてくれる場合があるので、すぐに融資を受けない場合でも報告・相談を早い時期にしておくことが大切です。

7.3.3. 保険会社への被害報告・保険金請求

災害による被害が発生した場合は、できるだけ早く保険会社に被害を届け出て、被害の査定を依頼します。大規模災害時には、査定対象物件が多く発生するため査定に時間がかかり、その結果、保険金の支払いが遅くなる場合があるので、1日でも早く被害を届けて査定を早めるようにします。

迅速かつ確実に保険会社への届け出を行うため、普段から契約している保険の補償内容をよく理解するとともに、保険会社の連絡先等をわかりやすい場所に掲示しておきます。

7.4. 従業員の労務・雇用対応★

災害・危機発生時には、以下のように従業員の労務・雇用に対応します。

7.4.1. 当面の雇用・勤務に関する方針決定

災害・危機が発生したら、状況に応じて以下の方針を決定します。

7.4.1.1. 災害・危機に対応する従業員の勤務の扱い★

- ・ 事前に予想される災害の場合は、災害対応特別シフトを組み、勤務変更を行う。
- ・ 突発的な災害対応にあたる場合は、対応する船員・従業員を特定し、通常時と同様に労務管理・時間管理を行う（時間外勤務・深夜勤務の対象とする）
- ・ 対応が長時間に及ぶ場合は、交替シフトを組み、管理職を含めて特定の船員・従業員に業務が集中しすぎないように労務管理を行う。

7.4.1.2. 災害・危機により出勤できない従業員の勤務の扱い★

- ・ 道路の通行止め等の理由で出勤できない従業員は、自宅で可能な業務を命じるか、勤務免除（出勤扱い）とする。
- ・ 自宅の被害、家族の人身被害等で出勤できない従業員は、「特別休暇」扱いとする。
- ・ 消防団等、地域での災害対応に従事するため出勤できない従業員は、勤務免除（出勤扱い）とする。

7.4.1.3. 災害・危機発生後の従業員給与の支払いと資金の調達★

- ・ 災害時は、従業員自身も特別な出費が増え、現金が必要になることから、従業員給与は全額を支払日までに支給できるよう、最大限の経営努力を行う。
- ・ 従業員給与の全額支払いを前提に、運転資金の調達（借入等）を行う。
- ・ 可能な場合は、雇用調整助成金等の公的制度を利用して、人件費原資を確保する。

7.4.1.4. 災害・危機により当面の間全便欠航、または売上の著しい減少が見込まれるときの雇用★

- ・ 船員・従業員の雇用を維持することが、営業運航再開後の安定的な事業運営の基盤であることから、原則として雇用調整は行わない。
- ・ 売上減少が長期化する場合は、取引先企業等への出向などを最大限利用し、整理解雇を回避する努力を行う。
- ・ 休業制度と雇用調整助成金を活用して、雇用と従業員の収入の確保に努める。

7.4.2. 従業員への連絡★

従業員の勤務・雇用対応の方針が決まったら、できるだけ経営者から従業員に直接方針を伝えます。危機時に経営者自らが伝えることで、従業員の安心感や結束感を醸成することが期待できます。

7.4.3. 休業期間中の従業員教育・訓練等の計画★

長期にわたり全便欠航する場合には、その期間を有効に使う、普段ではなかなか実施しにくい従業員の教育・訓練を行い、営業再開時にオペレーションの効率化やサービスの質の向上を図ります。

- ・ 売上減少が長期化した場合は、可能な限り教育や訓練等を行い、船員・従業員のスキルアップの期間として活用する。
- ・ 休業期間中の教育・訓練は、雇用調整助成金の割増対象となることから、制度を最大限活用して従業員の生活安定と雇用確保、人材育成をめざす。

8. 確実な事業継続への備え

災害・危機で施設や船舶が損害を受けた場合、できるだけ早期に事業を再開し、継続するため、また、災害・危機後のお客様の減少による営業の落ち込みに対応するための準備を確認します。

8.1. 事業中断の場合の損失額★

災害・危機による運航関連施設や船舶への被害、災害に伴うお客様の急激な減少等の影響により、当社の事業が1か月中断（運休）した場合の損失額は以下の通りです。

事業別	1か月中断した場合の損失額
旅客フェリー事業	2,500万円
計	2,500万円

当社では災害・危機により1か月程度の事業中断や大幅な売上の減少が見込まれる場合には、当面の運転資金として 2,500万円の現預金が必要です。

8.2. 損害保険の加入状況

当社では災害・危機による施設や船舶の被害、それに伴う収益の著しい減少を補償するための以下の保険に加入しています。

保険・特約の種類	支払費用・損害	支払限度額	保険会社
船客傷害賠償責任保険			
船舶普通期間保険			
企業総合補償保険			

8.2.1. 災害・危機後の部門別の営業運航再開目標★

部門	当日	翌日	(3)日後	1週間後	1か月後
旅客フェリー		△	△	○	

○ 通常のサービス △ 限定的なサービス

8.3. 業務を実施するために必要な資源と代替案

業務を実施するために必要な資源と、それが災害・危機によって使用できなくなった場合の代替策は以下の通りです。

資源（業務を行うのに必要なもの）	代替策の例	
人員・スキル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船長 ・ 機関長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格者の中から代船長を選任 ・ 機関士の中から代行者を指名
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社屋 ・ 旅客ターミナル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時オフィスを設置し業務を継続 ・ 港への着岸が可能な場合は、仮ターミナルで対応 ・ 着岸ができない場合は、近隣港を臨時利用
道具や情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧まで手作業対応 ・ 操船に関わるシステムの障害の場合は、復旧し安全航行ができるまで運航停止
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約情報 ・ 乗船客名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に予約リスト・乗船客名簿を印刷 ・ 手書き予約台帳で運用
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備船がある場合は、予備船で対応 ・ 予備船がない場合は、航行可能な船による臨時ダイヤを組んで運航を継続
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料（重油） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が予想される時は事前に備蓄・補給 ・ 突発的災害時は、緊急輸送支援用に燃料を確保
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電装置により、業務継続に最低限必要な機器に電力を供給
その他		

8.4. 業務継続に必要な緊急連絡先(社外)

業務継続に必要な緊急連絡先(社外)は以下の通りです。(最終更新〇年〇月〇日)

会社名/団体名	電話	e-mail	担当者(正)	担当者(副)
			携帯電話番号	携帯電話番号
国土交通省〇〇運輸局 海事振興部	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
国土交通省〇〇運輸局 海上安全環境部	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇県交通政策課	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇県港湾課	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇旅客船協会	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	090-0000-0000	090-0000-0000
			090-0000-0000	090-0000-0000
△△県観光推進機構	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
×××旅行	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
△△△トラベル	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇燃料	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇〇銀行	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
日本政策金融公庫 〇〇支店	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇〇商工会議所	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
〇〇〇海上保険	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000
ハローワーク〇〇 (雇用助成金関係)	00-0000-0000	xxxxxx@email.com	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
			090-0000-0000	090-0000-0000

9. 危機後の復旧・回復・事業再開への取組

9.1. 復旧・回復の計画

災害・危機による被害・影響が発生したら、「8.2.1 災害・危機後の部門別の営業運航再開目標★」に沿って事業の復旧・回復を行うために、なるべく早く事業の復旧・回復の計画を立て、計画に沿って回復に向けた業務を着実に実行します。

9.1.1. 復旧・回復の担当者・役割分担の決定

災害・危機後は、利用客の安全・安心確保のためにやるべきことが多くあり、復旧・回復に向けた業務が後回しになりがちです。復旧・回復の計画および実施の担当者と役割を予め決めておき、「3.2 緊急時におけるBCPの発動体制★」表に記載しておきましょう。

9.1.2. 復旧・回復のスケジュール化

「8.2.1 災害・危機後の部門別の営業運航再開目標★」に沿って事業の復旧・回復を行うために、実行すべき必要な業務をスケジュール化します。

9.2. 施設・設備の復旧

災害・危機により施設や設備が損害を受けた場合は、被害の程度を踏まえて復旧・回復スケジュールを作成します。

対応時期	対応内容
被災直後・当日	<ul style="list-style-type: none">被害状況の確認・把握現場での復旧作業の開始指示運航再開計画の検討・作成設備業者、造船所等への復旧協力要請
翌日	<ul style="list-style-type: none">被害状況の詳細確認復旧計画の作成・外部事業者への修復業務発注
2～6日後	<ul style="list-style-type: none">運航再開に必要な最低限の復旧試験運航・安全確認復旧作業・工事の継続
1週間後	<ul style="list-style-type: none">通常運航再開

9.2.1. 復旧工事資金の調達

災害・危機により施設・設備等に被害・損壊が発生した場合、その修復・復旧のための費用は以下の通り調達します。

調達先	調達方法	調達可能な金額
保険（ABC 海上損害保険）	船舶普通期間保険	万円
	企業総合補償保険	万円
自己資金	利益剰余金	万円
金融機関（〇〇銀行）	災害復旧緊急融資	万円
		万円
公的融資		万円
その他	固定資産の売却（益）	万円
	売船による売却益	万円

9.3. 営業運航再開に向けた情報発信

営業運航再開の予定が決まったら、できるだけ早く情報を発信して、利用客や旅行会社等、市場全体に元通り運航することを伝えます。航路を限定して運航している場合は、全航路の運航再開について積極的に情報を発信します。

9.3.1. 運航再開予定の発信（ウェブサイト等）

運航再開予定の情報は、まず自社のウェブサイト等から発信します。ウェブサイトのコンテンツを更新しただけでは運航再開情報が発信されたことが市場に伝わりません。取引先には、メールを発信するなどして運航再開情報をプッシュ型で伝えます。

9.3.2. 予約客・キャンセル客への運航再開予定の連絡

ウェブサイト等で市場一般に運航再開の情報提供をすることに加え、予約のある利用客や災害の発生により予約をキャンセルした団体旅客等に運航再開予定を連絡します。こうすることにより、予約のあるお客様に安心感を与えると同時に、予約をキャンセルしたお客様に運航再開後の再予約を促します。

9.3.3. 旅行会社への運航再開予定の連絡

旅行会社等に運航再開予定を連絡し、予約受付の再開を依頼します。旅行会社に伝えることは、間接的に市場に伝えることになります。

9.3.4. マスコミへの運航再開予定の情報提供

地域のマスコミ等にプレスリリースで運航再開予定を情報提供し、メディアでの報道を依頼します。マスコミ伝えることで、広くお客様に伝えることになります。

9.4. 営業回復に向けたプロモーション

運航再開予定日が決まったら、営業の回復に向けたプロモーション・マーケティングを計画・実施し、市場への周知とプロモーションをきっかけとする誘客促進を図ります。

9.4.1. 運航再開イベントの企画・実施

運航再開を市場や顧客に印象付けるため、運航再開イベントを企画・実施することは、再開後の営業に弾みをつける要素となります。必ずしも多額の費用のかかる大々的なイベントでなくても、社員の「手作り感」と、再開後に利用してくださるお客様への感謝を表現できる内容であれば、市場や実際に来てくださったお客様に思いが伝わります。また、地域の祭りやイベント、会社・施設の周年イベント等とつなげることで、相乗効果が期待できます。

9.5. 従業員とのコミュニケーション

営業回復に向けた取組は、全従業員が参画意識をもって携わることが重要です。そのためには、経営者と従業員との間でのコミュニケーションが重要です。

9.5.1. 運航再開に向けた取組の社内説明

運航再開に向けた取組の概要がまとまったら、全従業員にその内容の説明を行います。その際に、個々の部署・従業員個人の役割を明確にすることによって、ひとりひとりが主体的に運航再開に向けて取組という意識を醸成することができます。

9.5.2. 運航再開に向けた準備業務

従業員への説明後は、具体的な準備業務を行います。ここでは、できるだけ従業員のアイデア等を取り入れて、従業員が、「自分たちの会社・事業を立て直す」という意識を持つようにすることが大切です。

9.5.3. 運航再開へのキックオフイベント等

運航再開前には、社員に加えて地域の関係者や取引先なども招いて、運航再開へのキックオフイベントを開催し、運航再開を内外にアピールします。マスコミに取材を依頼したり、自社のウェブサイト等でキックオフイベントの様子を発信することは、より多くの人に運航再開を伝え、事業の復興を加速するきっかけともなります。